

租税判例研究

第二八七回

307 オプション料の損金算入時期

増井良啓

租税判例研究会

国税不服審判所平成五年三月一五日裁決

裁決事例集四五号一七一頁

(参照条文) 法人税法二二条

〔事実〕 審査請求人Xは、金属機械製造加工業を営む同族会社である。Xは、平成二年九月二七日に訴外A証券会社(以下「証券会社」との間で日経平均株価オプションの買付取引を行い、本件オプション(コールオプション一〇単位およびプットオプション六単位)を買い付けた。その後、同年一〇月一日になって、Xは、本件オプションの全部を転売した。なお、Xが本件オプションの買付取引にかかるオプション料(本件オプション料)およびそれに伴い証券会社に支払った手数料(本件手数料)の支払いをなしたのは、一〇月二日である。また、Xが、本件オプションの転売によるオプション料収入から転売にかかる手数料を控除した残額を受け取ったのは、一

〇月四日であった。

Xは、本件オプション料および本件手数料(両者をあわせて「本件オプション料等」を、平成元年一〇月一日から平成二年九月三〇日までの事業年度(「本件事業年度」)の所得の計算上損金の額に算入して、法人税の申告をした。これに対して、原処分庁Yは、本件オプション料等は、いずれも本件オプションの取得価額に算入すべきであるから、本件事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入できないとして更正(「本件更正」)および過少申告加算税の賦課決定をした。これが、本件である。

本件審査請求の争点は、本件オプション料等が本件事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入できるか否かである。この点につき、Xは、次のように主張した。すなわち、本件オプションは、本

件オプションそのものがその権利の行使の有無にかかわらず権利行使期間満了によって当然消滅することから、本件オプション料が返還されないなど有価証券とは全く性格を異にし、資産となり得る性質のものではない。そうすると、本件オプション料等は、有価証券の場合と同様に資産の取得価額として処理することは会計処理上妥当ではなく、本件オプション料等の債務が確定する日である契約日の属する事業年度の損金とすべきである。これに対して、Yは、次のように主張した。本件オプション料は、本件オプションを取得するために支出した費用である。また、本件オプションは、証券取引所に上場されており、流動性を有している実情からすれば、有価証券に類似するものである。したがって、本件オプション料は、本件オプションの権利そのものの取得価額であり、また、本件手数料はその取得に付随して支出した費用であるから、本件オプション料等の額は、その支出した時点において資産の取得価額として資産に計上すべきであり、その後本件オプションを転売または権利行使したときは、その収入にかかる原価とし、また、権利放棄をしたときは、その時の損失として損金の額に算入すべきである。

なお、日経平均株価指数オプションについては、次の事実が認定されている。

- (イ) 日経平均株価指数オプションは株
- 価指数オプションの一種であり、株価指数オプション取引を行う者は、同取引を執行する大阪証券取引所の定めた規則(「大阪証券取引所規則」)に従わなければならないこと。
- (ロ) 大阪証券取引所規則によれば、日経平均株価指数オプションとは、権利行使により、当事者間において、権利行使を行う場合の株価指数としてあらかじめ設定した権利行使価格と権利行使を行った日における日経平均株価に基づき定められる価格との差に基づいて算定された金銭を授受することになる取引を成立させることができる権利をいうものであること。
- (ハ) 大阪証券取引所規則に基づく日経平均株価指数オプション取引は、次の内容のものであること。
  - 日経平均株価指数オプションを売手が買手に付与し、買手がこれに対する対価としてオプション料を支払う。
  - 権利行使期間を最長四か月とする。
  - 種類、権利行使期間および権利行使価格によって区別された銘柄ごとに取引される。
  - 権利行使期間は、通常、各銘柄の取引開始日から満了日までである。
  - 権利行使期間の徒過により日経平均株価指数オプションは当然に消滅する。
  - 自己が買い付けた日経平均株価指数オプションを転売することによって清算

することができる。

(二) オプションの価額は、日経平均株価の変動に伴い日々変動していること。

〔裁判要旨〕 棄却。

「本件オプションは、前記(ロ)のとおり権利であることからすると、本件オプション料は、本件オプションを取得するための対価としての権利料又は一種の無形資産たる権利の取得価額を構成するものと解するのが相当である。

さらに、本件手数料は、一種の無形資産たる権利であるところの本件オプションの取得に付随して支出した費用であることから、本件オプション料と同様に本件オプションの取得価額を構成するものと解するのが相当である。

本件オプション取引は、①前記(イ)のとおりその転売又は権利行使によって利益の追求ができること及び②前記(ロ)のとおり本件オプションが上場され流通性があることから、損失をオプション料の範囲に限定しながら、転売又は権利行使により利益の追求を目的として行われる投機的取引であり、転売、権利行使又は権利放棄(以下「権利行使等」という)によって初めて取引が完結し、全体の損益が確定するものと認められるところ、Xは、本件事業年度においては、本件オプションを取得したものの権利行使等はしていないことが認められる。

そうすると、本件オプション料等は、

本件オプションの取得価額として資産に計上すべきであり、本件事業年度の所得の計算上損金の額には算入されない。」

〔評釈〕 結論には条件付で賛成しておきたい。

本判決は、日経平均株価指数オプションを買い付けた一般事業法人の所得の算定上、オプション料および手数料は資産に計上すべきであり、契約日の属する事業年度の損金とすることはできない、としたものである(本件事業年度当時の取引状況につき田中祥子「日経225先物・オプション取引の歩み」企業会計四六巻五号六六九頁参照)。

一 新しい金融商品の課税については、もともと、公表された先例にとほしい。本件の問題についても、これまでの裁判例・判決例の中に、直接の先例は見あたらない。支払オプション料の取扱いについては、商品により、また場合により、即時損金算入か繰延処理かの区分が明確でなく、実務上混乱をきたすおそれがあるといわれていた(宮武敏夫「金融先物オプション取引とその税務(下)」国際税務二一巻二号三三頁。この問題については、細野祐二「先物・オプション取引の税務上の取扱い」企業会計四一巻七号九七一頁、山本守之「通貨オプションとオプション・フィーの損金算入時期」税務弘報三八巻一三三六〇頁、松本博「オプション取引の会計と税務」税経通信四六巻一号九〇頁、第一勧業銀行経

理部他「オフバランス取引税務・会計」一七九頁(一九九二)、日本公認会計士協会東京会「新金融取引の会計・監査・税務」二〇七頁(一九九二)、廣木準一「国際金融取引と税制」日税研論集一八号一八一頁、吉牟田勲

「外国為替相場の変動及び国際金融商品の税務上の問題点」日本租税研究協会第四回租税研究大会記録八九頁。企業会計上は、一九九〇年五月二十九日の企業会計審議会「先物・オプション取引等の会計基準に関する意見書等について」が、オプション取引の契約時に授受されるオプション料は、売建または買建時にそれぞれ貸借対照表の負債の部または資産の部に計上するものとした(第一部二三(2))。しかし、オプション取引の会計処理については、

「我が国に導入されてなお日が浅く、今後、その定着状況と市場の動向、会計実務の推移等をみきわめる必要があること等の理由により、今後の検討に委ねることとする」(第二部一)とされている(この問題については、オプション取引会計基準研究委員会編「オプション取引会計基準形成に向けての調査研究」(一九九二))。

二 本件事案の特色は、Xのオプション購入から転売までの期間が四日間と短く、かつその間にXの本件事業年度が満了している点にある。また、Xが実際に本件オプション料等を支払ったのが、契約時ではなく、翌事業年度においてである点も、注意に値する。しかし、これら

の点をとらえて、本判決を先例的価値の小さい特殊な事例と速断すべきではなからう。なぜなら、市場の変動にあわせてポートフォリオを日々刻々と修正していくのは、ごくふつうの取引であり、特に不自然なところはないからである。すくなくとも、本件判決では、課税のタイミングをめぐる租税回避の意図は認定されていない。そして、以下にみるように、本判決自体は、まさに一般的な形で、オプション料の損金算入時期判定の基準となるべき論理をくみだしているからである。

三 さて、本判決は、本件オプション料等はXの本件事業年度の損金の額に算入されないとするのであるが、その理由として、本件オプション料等が本件オプションという「一種の無形資産たる権利」の取得価額を構成する、という論拠をあげる(以下「論拠①」)。条文上の根拠は特にあげられていない。おそらく、法人税法二二条四項ということになるであろう。すなわち、同項の「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」として、前述の企業会計審議会の示した資産計上の取扱いを想定しているように思われる(同項を根拠条文に挙げる他、法人税法二二条三項各号に該当しない旨論証するものとして、小林則夫・裁判紹介・税務事例二六巻六号三四頁)。これに対して、引用した判決要旨の第三段落に着目し、権利行使等によって初めて全体の損益が確定するの

であって、取引の一つのステップにすぎないオープン付与の段階では損益は未だ確定しない、という論拠(論拠②)を読みとる考え方もある(金融証券税務研究会「金融・証券取引の税務・オープン取引」(出) 税務事例二六巻九号四九頁)。

論拠①②はコインの表裏の関係であり、いずれをとつても、Xは本件オープン料を本件事業年度の損金とすることはできない。ただし他の論点については、微妙な差異が生ずるかにも見える。

たとえ第一に、証券会社における受取オプション料の益金計上時期(①)からは「一種の無形資産」の売却益をいつの益金とするか問題となるが、②からはオープン付与時には益金に計上しない、第二に、権利行使期間が本件オープンよりも長い場合の処理(①からは「一種の無形資産」の償却の要否の問題が生ずるのに対し、②からは複数の事業年度にまたがる特殊な仮勘定として償却不要とすることになるか)等についてである。しかしこれらの論点について、①②のそれぞれから演繹的に結論を導出するのは適当でもないし、また、一義的に結論が導出されるわけでもない。比較法的にもかなり多様な解法が観察されている(株式オープンにつき、OECD, Taxation of New Financial Instruments, 1994)。

後述するように、この問題は、課税のタイミングに関する所得課税の構造と密

接に関係する。その構造自体に一定の弱点があるため、すっきりした解答を与えることは困難である。またその構造の制約下における改善の解を求めるには、別約の突っ込んだ検討を必要とする。評釈者としてはこの点について改めて考えてみたいとおもふ。しかしながら、もし仮に実現主義の下で、権利行使等による取引完結時まで損益を認識しないという政策を前提とするならば、次のような取扱いもひとつの簡明な解決といえるのではないか。今の段階ではこう考えておきたい。なお、以下の(i)(ii)はひとまとまりのセットをなす。

(i) Xの課税 Xは、本件事業年度に本件オープン料等を資産計上する。その後の処理としては、翌事業年度のオプションの転売時または権利行使時にその収入にかかる原価とし、権利放棄時に損失とする。

(ii) 証券会社の課税 本件事業年度には本件オープン料等を前受金とし、権利行使をうけた時ないし権利放棄のあった時に益金計上する。

(iii) オプション新買受人の課税 Xに対して支払を約した新たなオプション料を基準として、(i)のXに対する扱いをそのままあてはめる。

(なお、本判決は、本件手数料についてもオプションの取得価額を構成するものとしてある。この点、手数料については損金算入と

資産計上の選択を認めるべきではないか、また、すくなくとも証券会社の側では手数料を益金計上すべきではないか、等の意見が研究会において主張された。)

四 しかしながら、オープン課税のタイミングの問題の根本は、右のような損益認識時期そのものに存する。現行の所得税法・法人税法の下では、未実現の所得に対しては、原則として課税していない。これをオープン取引については、例えば、権利行使等による取引の完結時まで課税時期が繰り延べられる。オプションの時価は刻々と変動していても、転売や権利行使を行わないかぎり「実現」がないとされるからである。

右のごとき課税繰延は、権利行使期間が比較的短期で、かつ、単発的ないし単純なオプション取引については、さほど大きな問題をもたらさない。けれども、多様なオプション商品が開発され、高度なオプション戦略が追求されるにつれ、種々の弊害が発現するのではないかと予想される。事実、派生金融商品市場が早くから発達した米国においては、実現主義がタイミングの歪みを生じる結果、納税者に選択権を与え、税率差の利用や借入金を用いた租税さや取り(tax arbitrage)を容認してしまいう警告されて

いる。この点、手数料については損金算入と

はきわめて大きい。立法論としては、洗い基準の採用をもにらんだ根本的な検討が必要である。しかしそれだけではない。

この問題は、金融商品の課税というより広い問題の一部にすぎない。企業金融論の発達には、任意の資産から生ずるキャッシュフローと同じものを別の資産の組み合わせからつくりだすことを可能にした。従って、資産の性質や支払いの形態によって課税のタイミングが異なるようなルールは、技術的にはいくらでも回避することができる。所得課税制度の下でこのような問題に全面的に首尾一貫した解決を与えることは不可能であるとも指摘されている(Srinad, Taxing New Financial Products: A Conceptual Framework, 46 Stanford Law Review 569, 1994)。このように、本件問題は現行所得課税制度の根幹をゆるがす契機を伏在させているのである。

五 なお、本件では、過少申告加算税の賦課決定がなされている。しかし、本件の争点につき、申告当時、必ずしも解釈は確立していなかった。Xとしては、国税通則法六五条四項の「正当な理由」を問題にする余地もあった(この点については、佐藤英明「過少申告加算税を免除する「正当な理由」に関する一考察」総合税制研究二九号九一頁)。

(ますい・よしひろ「東京大学助教」)